

第三百三十五号議案

都道における道路構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年六月一日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

都道における道路構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例

都道における道路構造の技術的基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四百十七号）の一部を次のように改正する。
第三十二条中「横断歩道橋等」の下に「、自動運行補助施設」を加える。

第四十五条を第四十六条とし、第四十四条を第四十五条とし、第四十三条の次に次の一条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第四十四条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十条第一項に規定する新設特定道路を除く。）は、都道における移動等円滑化の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四百四十九号）の基準に適合する構造とするものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に新設又は改築の工事中（新設又は改築の工事の設計に係る契約を締結したものを含む。）の道路については、この条例による改正後の都道における道路構造の技術的基準に関する条例第三十二条及び第四十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（提案理由）

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和二年政令第三百二十九号）の施行による道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。